

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第28回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年6月5日（水）11:02～11:50

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

篠崎 悦子、島村 博之、菅 美千世、清野 幾久子、永峰 好美、樋口 清秀

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

鈴木 茂樹（郵政行政部長）、佐々木 祐二（郵政行政部企画課長）、

岡崎 毅（郵便課長）、藤野 克（貯金保険課長）、三浦 文敬（信書便事業課長）、

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

1 分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

2 諮問事項

郵便約款の変更の認可（配達時間帯指定郵便の新設等）について

3 報告事項

日本郵政グループの平成24年度決算について

開 会

○日下情流局総務課課長補佐 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会第28回郵政行政分科会を開催いたします。

私、情報流通行政局総務課の日下と申します。

分科会所属の委員の皆様の互選により分科会長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は、委員9名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、初めに、分科会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選任する旨を定めておりますが、どなたかご推薦等ございますか。

○篠崎委員 はい。

○日下情流局総務課課長補佐 お願いいたします。

○篠崎委員 篠崎と申します。私は樋口委員を分科会長として推薦させていただきたいと存じております。皆様方高い見識をお持ちでいらっしゃるけれども、樋口委員は前期のこの分科会の委員もしていらっしゃるで、その場でかなり活発にご意見を示されまして、大変郵政行政にも高いご見識をお持ちでいらっしゃるかと拝察させていただいておりました。僭越ではございますけれども、そういったことで、この分科会の会長をぜひにと考えまして推薦させていただきます。よろしく願いします。

○日下情流局総務課課長補佐 ありがとうございます。

ただいま篠崎委員から樋口委員を分科会長にとのご推薦がありました。いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

○日下情流局総務課課長補佐 ご異議等ないということですので、樋口委員、いかがでしょうか。

○樋口委員 はい。謹んでお受けいたします。

○日下情流局総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、樋口委員を分科会長に選任することとしまして、この後の議事は樋口分科会長をお願いしたいと思います。

分科会長席にお移りください。

(樋口委員、分科会長席に移動)

○樋口分科会長 ただいま選任いただきました樋口でございます。一言ご挨拶をさせていただきますと思います。

私は今、郵政のという話でしたけれども、母の代からすれば、戦前からの郵政のおつき合いでして、研究所ですと、30年前から郵政に関してはかかわっております。こういうポストをいただきまして、身に余る光栄であります。皆様のご協力を得て円滑な審議運営を進めたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、議事を進めさせていただきたいと思いますが、まず、私が分科会長として審議

会を主宰できない場合の代行をお願いする分科会長代理を決めておきたいと思います。分科会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第6項の規定により分科会長が指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきたいと思います。分科会長代理には清野委員をお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○清野委員 はい。謹んでお受けいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。それでは、清野委員、分科会長代理席にお移りいただければと思います。

(清野委員、分科会長代理席に移動)

○樋口分科会長 一言ご挨拶を、では、お願いいたします。

○清野分科会長代理 ただいま樋口分科会長から分科会長代理にご指名いただきました明治大学の清野幾久子でございます。

郵政行政には大変難しい課題が山積みのところ、私、委員歴も短く、拙い者でございますが、会長先生はじめ委員の諸先生方のお力添えのもとお役を務めさせていただきたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項1件、報告事項1件でございます。

はじめに、諮問第1083号「郵便約款の変更の認可（配達時間帯指定郵便の新設等）」について総務省から説明をお願いいたします。

○岡崎郵便課長 総務省から説明させていただきます。郵政行政部の郵便課長をしております岡崎と申します。よろしく申し上げます。

本日の諮問案件ですけれども、郵便約款の変更の認可についての諮問です。中身は、新しいサービスとして配達時間帯指定郵便を新設して、一方で、これまでやっておりました翌朝郵便を廃止するという内容でございます。

最初に総務省の諮問の結論を申し上げますと、総務省といたしましては、このページをめくっていただいて、写しというのが諮問書ですけども、その裏に審査結果がございまして、これは法律の条項に基づいてそれぞれ審査しておりますけれども、まず、結論だけ申し上げますと、それぞれ法律に照らして審査した結果、適当であるということで審査をしております。ただ、これで終わりではなくて、では、どのような内容のサービスでどのように審査を行ったかということについてこれからご説明をさせていただきたいと思います。

附箋がついてありますところをあけてください。これが郵便約款の変更の認可についての資料でございます。

1ページめくっていただきたいと思います。めくっていただきますと、そもそも郵便約款とは何ぞやというお話をまずさせていただきたいと思います。郵便約款というのは、郵便の役務に関する具体的な提供条件を定めたものです。ただ、普通に約款といいますと、条件のほかに料金、こういったものも含めて約款というふうには呼ぶ場合が多いのですけれども、郵便法の場合は提供条件で料金を除いたものを約款といっております、料金は別に料金表というもので定まっております。これはなぜこういう形になっておる

かという、通常の郵便料金については料金表という形で届け出ていけばよいということになっておりまして、それ以外の提供条件については郵便法の68条1項によって日本郵便株式会社が郵便約款を定めて、そして、総務大臣の認可を受けるという仕組みになっているからです。料金について、そこに補足的に申し上げますと、通常は届出制ですが、三種、四種、非常に社会的な理由から割引がある料金、こちらについては認可になっております。また、約款であれば全て認可されるというわけではございませんで、軽微な事項については認可が要らないということに法律上なっております。流れ、手続からいいますと、この約款の変更や制定について日本郵便株式会社から申請がありますと、総務省で審査しまして、この分科会、分科会というか、情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問をしまして、その諮問の結果、答申を受けます。受けた答申を踏まえて総務大臣が認可するというのが手続の流れになっております。

では、まず、今回の申請の中身をご説明したいと思います。最初に申し上げたとおり、今回の約款認可申請の一番のポイントは、新しく配達時間帯指定郵便というサービスを新設しまして、一方でこれまでであった翌朝郵便というものを廃止するということになっております。この内容ですけれども、新しいサービスは、というか、古いサービスの説明をしたほうが良いと思いますが、今やっています翌朝郵便というのは、翌朝の10時までに配達するというのを約束するサービス、速達のうちの最も速いというか、最も厳しいサービスなわけですけれども、このサービスをつくったときにはこれがいいのかなというふうに思っておったんですけれども、実際にやってみますと、それ以外に、「いやいや、明日中であれば、午前中についてほしい」と、あるいは、「午後ついてほしい」、「いやいや、明日の朝10時じゃなくてもいいから、とにかく明日中につけばいい」というさまざまなニーズがあるということがわかった結果、そのサービスの内容を変えまして、朝10時までという区切りではなくて、8時から12時まで、それから、12時から17時まで、17時から21時までの3段階に分けて、それぞれ差出人、お客様のご要望に従ってきちんと届けるというサービスに変更したいというのがまず第1点でございます。

それから、次ですけれども、引き受けについては、翌朝郵便の場合は集荷などをしておりまして。これはなぜかという、朝10時しか、1段階しかないものですから、何時までに集めればいいのかというのが1段階で決まっておったので、わりと簡単だったんですけれども、今回3段階になるので、何回にも分けて、締め切りが何段階もできますので、そういうのは非常に業務的には負担になるということで、窓口引き受けのみになっています。専用ラベルを使用して、受領証を交付して、追跡番号で配達を確認できる、ここは翌朝郵便と同じです。

それから、対象郵便物ですけれども、第一種郵便物。これは普通の郵便物ですね。封書ですね。普通の封書ということになります。

次に、参考をつけておりますけれども、料金表はここにありますように250グラムまでが320円ですね。翌朝郵便よりも10円安くなります。一方、1キログラムまでは420円ということで、翌朝郵便よりも少し高くなります。高くなる予定です。まだ料金表は出ておりませんので、予定です。新しい料金の設定の考え方は速達料金に50円をプラスするというものですが、現在の翌朝郵便は、そういう意味でいう

と、重さの区分によっては速達よりも料金が安い場合があつて、当時の記録は残っていないので、何でそんな料金にしたのかよくわからないのですけれども、ちょっとサービスの質や手間からすると逆転しているところもあるので、それを是正するということがあつて料金表を少し変えたいという要望が来ております。ただ、これは今回の審議の対象ではございませんので、後で届け出が出てくる部分になっております。

変更する理由ですけれども、もう既にご説明しましたように、お客様からすると、朝10時の1段階の締め切りしかないというのは、届け出の締め切りが1段階しかないというのはちょっと使いにくいということで、お客様のニーズの多様化に対応するためということでございます。

次のページをめくっていただきますと、今私がお説明したようなことが簡単なサービスの比較概要ということで3ページに出ております。サービスの開始の予定が10月からというふうに、10月1日ですね、というふうに予定しております。これは、1つは、翌朝郵便を廃止しますので、今、朝10時締め切りを前提にしている人たちも多少おられるということで、この方たちが朝12時の締め切りになるということに対応できるように多少時間を置きたいということと、それから、内容がかなり大きな変更ですので、対応のために少し時間をいただきたいということで10月1日からになっております。

審査結果でございますけれども、審査のポイントは4ページに書いてありますようにそれぞれ法律に書かれているのですけれども、まず、法律68条2項第1号で4つの事項についてきちんと書いていなければいけないということになっております。それぞれチェックをしていきますと、まず、総務省令の規定によって郵便約款に定めることとされている事項はきちんと全て定められておりますし、それから、配達、転送、還付、送達日数に関する事項もきちんと定められていると。料金収受に関するものについてはこれまでのものと基本的に同じものが使われますので、問題がない。そのほか会社の責任に関する事項は、サービスが間に合わなかった場合、このときにはちゃんと料金を返還するといった責任のこともきちんと書いてある。それから、この約款自体が特定の人に対して不当な差別的扱いをするようなものではないということで、それぞれ審査の結果判断しておりますので、適当ではないかというふうに考えております。

参考ですけれども、ずっとめくっていただきますと、参考資料というのがついております。簡単にこの資料を見ますと、5ページですと、今回の時間帯指定サービスというのは、一番上の通常の速達、できるだけ速くというサービスが今あります。それから、その次に新特急というので、大都市圏内だけで17時までというサービスがございませう。これでいきますと、新特急ほど速くないが、速達よりは着く時間の目安がつくという形のサービスになります。あと、3番目はレタックスというふうにありますが、これは、配達郵便局までファクスで飛んで行って、そこで印刷してすぐ配達するというものがあるので、多少速いというサービスもございませうけれども、こういったサービスもございませう。その中のスピード系のサービスの1つとして位置づけられるというふうになっております。

それから、6ページですけれども、こちらは先ほどちらっと申し上げました料金が全体的にずっと出ております。この中で大事なものは、上の表の一番左が今回の新しい料金ですけれども、真ん中がこれまでの翌朝郵便です。一見、見ていただくとわかるとおり、小

さなものは速達よりもちょっと高めですけども、大きなものになると速達よりもものすごく安いというふうになっておりまして、何でこんな料金をつくったのかなというのが、ちょっと我々が確認したところよくわからないという状況になっておりまして、今回それを実際のサービスの内容に合わせた付加価値ということで料金設定したいというふうを考えておるようです。

私からは以上でございます。もし何かご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○樋口分科会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員長からこういうこと言うとあれですけど、利便性は間違いなく向上、改善されると思います。10時の指定から3段階に翌日の配達時間を分けることができるということになります。料金のことについては、先ほど説明がありましたように、従来の速達便のところでは重いほうが安く設定されたところを改善したということになります。この辺はご意見ございましたら、何なりとどうぞ。

○島村委員 全印工連の島村ですけども、よろしいでしょうか。

○樋口分科会長 はい、島村委員どうぞ。

○島村委員 私どもはやっぱり印刷物をつくっているの、それをお客様の先のエンドユーザーにお届けするのに宅配業者さんとか、ダイレクトメールの発送会社を使うんですが、こういった料金に対して宅配、ダイレクトメールの発送代行会社は郵便を使うのか、宅配を使うのかの選択肢を迫られるんですが、この料金体系だと現状は宅配に対しては高いと。数が多くなったときに今割引制度が郵便の場合ありますけれども、この制度については数が多くなった場合に割引制度というのが適用されるのか、されないのかというところは載っていないんですが、いろいろ財政状況も厳しい中そういった宅配業者の仕事を取り込むには、そういったサービスがないとなかなか宅配業者との競争には勝てないんじゃないかと思うんですけども、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○樋口分科会長 総務省から説明をお願いします。

○岡崎郵便課長 ご説明したいと思います。今回の総務省の審査は約款が適当であるかどうかということで、このサービスがどの程度競争力があるかどうかということ審査する立場に実はありません。というのは、料金は届出でございまして、しかも、まだ届け出されておられませんので、審査する立場にないという前提を置かせていただいた上でどのように多分考えているのかということをお我々から推測しますと、まず、ダイレクトメールの場合は一般に広告郵便ということや、あるいは、ゆうメールということで大きな割引をしているのではないかというふうに思うのですけれども、このサービスはむしろ一種郵便物として、例えば、契約書であるとか、そういった、いわば重要な書類を特定の人に届けるということをお念頭に置いているサービスでございますので、私の理解するところでは、大量に差し出したから、割り引くとかいう性質のものではなくて、むしろ高付加価値の重要な書類をきちっと届けるということをお念頭に置いているので、多分そういう意味では、ダイレクトメールとの関係でいうと、宅郵便とそこで競争しようとしてつくられたサービスではないというふうに理解しております。

ただ、ちょっとこれも単純にこの約款を見て、あるいは、法律のつくりから見てそういうふうに想定されるわけですがけれども、新郵便がどのようにこれを使うかというのはちょっと我々現段階ではまだはっきりわかりませんので、推測にすぎないというただし書きをつけさせていただきますけれども、そのように理解しております。

○島村委員 ちょっと私、信書という位置づけがあまりわかっていないんですけど、この郵便については信書という扱いのものなんでしょうか。

○岡崎郵便課長 はい。この郵便物は第一種郵便物なので、典型的な信書を念頭に置いていまして、しかも、時々わかりにくいものがあるとかというお話がありますけれども、この郵便物に関して言うと、疑いの余地もなく信書というものを高付加価値でサービスするというのを念頭に置いていると思います。

○島村委員 なるほど。信書用の時間指定サービス。

○岡崎郵便課長 はい。

○島村委員 なるほど、はい。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○島村委員 はい。ありがとうございます。

○樋口分科会長 はい。ほかにいかがでしょうか。菅委員どうぞ。

○菅委員 すみません、基本的なことかもしれませんが、これは手渡しというか、普通の速達便であれば郵便受けに入れていきますが、そこの時点で8時から12時と、12時から17時と連動して、つまりは8時から21時までになってしまいますので、12時にそのうちに配達した、あるいは、引き取りをした日を指すのか、その12時半になっていると、2番目の区分になっているのか、そこら辺がユーザーから見ると曖昧なんです。翌朝10時だったら、10時を過ぎたらだめよということになると思いますが、いかがでしょうか。

○岡崎郵便課長 まず、ちょっと整理させていただきますと、差出人との関係では、この指定の時間までに郵便局の、郵便局というか、郵便会社の責任で届かないということになれば、お約束したサービスができていないということなので、差額をお返すことになると思います。そういう意味では、まさにここに書かれてあるものが差出人との関係ではお約束ですね。受取人様との関係でいうと、速達ももともと本来は手渡しをするというのが原則でして、速達の場合も一応「速達です」と言って手渡しをする。いなかったらポストに入れるという、確かに、そういう手続になっているかと思いますが、そういうふうになっておりますので、このサービスもまずは手渡しを行うというのが原則です。その上で、最後に、では、それで万が一おくれてしまったときはどうなるのかということだと思いますが、多分届けないということではなくて、届けるのだと思うのですが、差出人様には指定された時間帯には届けられませんでしたということで、その分の差額をお返すするという形になるというふうに理解しております。

○篠崎委員 よろしいですか。

○樋口分科会長 はい。篠崎委員、どうぞ。

○篠崎委員 何かすごくわかったような、わからないようなシステムのようで、受け取る側がわかっていないとこれはだめですね。受け取る側がこれは午前中来るものだと先方から言われているものでない限りは午後になっちゃったり夕方になっちゃったりす

るのですね。

○岡崎郵便課長　そうですね。多分彼らがこの約款上念頭に置いておるのは、多分電話か何かで、今ですと、携帯メールとかいろいろあると思うのですけれども、メールとか、電話とかで、明日の朝午前中までにこれこれの契約書とか、何か大事な書類を届けますので、送りますという連絡が行って、待っていると、それが午前中に届いて、それで何か手続を進めるということを念頭に置いていると思います。ですから、相手方が今日の午前中までに、今日というか、明日の午前中までにその書類が届かなければ困るとか、そういうのがなければ多分出すほうも通常の速達などを使うことになると思いますので、そこはおっしゃるとおり、想定されているのはそういった、まさに連絡が行って、何時までに受取人が、心待ちにしているというか、来ないと困ると思っているということが前提になっていると思います。

○篠崎委員　この新しいサービスをつくったとして、どのぐらいのニーズがあるというふうに見込んでいるんですか。

○岡崎郵便課長　実はどのぐらいのニーズがあるかどうかというのは全くの推測なのですけれども、というのは似たサービスが今ないものですから、なかなかサービスの想定がつかないですね。

○篠崎委員　似たものというのは翌日の10時までだったんですね。

○岡崎郵便課長　ただ、現在翌朝郵便が、ちょっと古いですけども、公表されているデータが随分昔のデータしかないものですから、それから推測するしかないのですが、平成18年度に翌朝郵便というのが大体350万通ありました。多分これはそんなに減っていないのではないかとこのように会社も考えておるようですので、この新しい時間帯指定サービスは、それからちょっと減ったとして、大体200万から300万通年間あるのではなかろうかというふうに会社としては期待していると聞いています。

ただ、これは実際問題としてはやってみないとわかりませんし、それから、翌朝郵便サービスのこの数字自体が最近公表されておられませんので、ちょっと正確な数字が我々からもわかりにくいですが、会社としてはそういうことを想定していると聞いております。

○篠崎委員　数字が上がっていないけれども、それを取りやめて新しいサービスを実施すると。しかも、この新しいサービスの窓口まで持っていかなければいけないのですね。

○岡崎郵便課長　はい。この新しいサービスは窓口まで持っていかないといけないというふうになっております。というのは、やはり3段階になって複雑なサービスになるので、締切時間が非常にタイトになっているそうです。

○篠崎委員　締め切り時間があるんですか。

○岡崎郵便課長　要するに、郵便の運び方というのをちょっとご説明しないとわかりにくいと思うのですが、郵便は、郵便局まで持っていったら、大きな郵便局に集めまして、そこから今度は大きなトラックに載せて遠くの大きな郵便局に行って、そこでまた分けられてというシステムになっているわけです。したがって、大きなトラックが出る前と後で間に合うか間に合わないかというのが、非常に届くか届かないかでタイトな仕組みになっております。これは多分どんな、そういった輸送系のサービスはどれも一緒だと思うのですが、それに間に合わせるためにある程度引き受けの時間のおしりが決まるわ

けですね。何時までに引き受ければ、これは早い郵便に載るので、何時に着くというのが大体わかるわけですが、そういったことを考えて、品質をコントロールするということを考えると、窓口の引き受け時間がある程度厳格にしないと、きちっと届く時間をお約束できないと、そういうことがあって、窓口の引き受けだけに限りたいというふうに聞いております。

○永峰委員 よろしいですか。

○樋口分科会長 はい、永峰委員。

○永峰委員 新特急郵便というのは何か私は知りませんでした。800円という料金体系はどんな大きさのものを送っても一律なのでしょうか。そうすると、郵便物のすみ分けというのはどうなっているのかなと思ひまして。同一地域内ということが限られていたとしても、使いようによってはこれが一番お得になるケースが多いのかなという気もするのですけれど。

○岡崎郵便課長 今ちょっと手元に新特急郵便の具体的な条件がなくて申しわけないですが、これは大きさに制限がたしかありまして、大きいものを何でもこの800円で運ぶというシステムにはなっていないで、これはもともとできたイメージが、今でもありますけれども、いわゆるバイク便とか呼ばれるようなサービスですね。したがって、これもいわばA4封筒ぐらいまでのものを運ぶということを想定したサービスなので、大きいものをこれで運ぶとたしか相当高くなる。これは、800円というこの料金体系を見ていただくと、基本が80円で、特殊が720円ですね。この80円というのは、一番安い25グラムまでの封筒の定形ですね。ですから、例えば、これは数え方でいいますと、上の6ページでいいますと、右側の速達のところの一番下の3キロ、4キロのところという、1,150円プラス630円というふうになっていますね。この630円が720円になる形になりますので、新特急郵便は、単純に言えば、やっぱり速達よりも高いということになります。

○永峰委員 いわゆる速達で小さなものを送るときはこの新特急郵便というのは結構使えるサービスなわけですよ。これは皆さん結構使っているんですか。

○岡崎郵便課長 使えるサービスです。ただ、単純に、まず、確認ですけれども、ここに出ている800円という料金を運べる大きさのものというのは、速達という、一番上の350円のところですね。ですから、速達はこの350円で日本全国できるだけ速くということで、大体都内ですと翌朝には、翌日ですね、多分一番遠いところでも3日目の午前中ぐらいには何とか届くのではないかと思うのですが、この新特急郵便の場合は大都市圏だけで、しかも、料金は800円ですから、通常の速達よりも倍以上高い、この一番安いところでいいますと。ただ、その日のうちに届くので、その日のうちに文書を届けてほしいというニーズがあるときは使われています。

ただ、これは私が今日説明したらいいのかどうか微妙ですが、ここに信書便課長がいらっしゃるんですけども、信書便課長が監督しております信書便事業の許可を受けている事業者がいます、そこと競争になっておりまして、多分これは使われているのだと思うのですが、日本郵便だけではなくて、いろんな会社の方がやっております、実際は大きな使用量、ニーズは非常に高いですが、全部日本郵便会社が持っていくというわけではありません。

○永峰委員 では、これはほとんど信書便のサービスと同じですよ。競合していますよね、これ。

○岡崎郵便課長 これは信書便のいわゆる特定信書便事業者の3号役務かな。2号？あ、2号ですね。

○永峰委員 2号役務ですよ。

○岡崎郵便課長 2号役務ですね。特定信書便の2号役務とほぼ対抗しているという役務ですね。

○永峰委員 そのあたりちょっと整理した方がいいんじゃないんですか。もちろん信書便の規制緩和問題もあるのでしょうけれども、消費者が一番安くて確実なサービスを利用したい。しかも、信書便の場合は安心という条件が入ってくるわけで、そこがきちんと保証されていることが重要です。何を選ぶかという選択肢がどんどん増えれば良いというものではなくて、ダブったサービスは整理して、消費者の目にクリアにわかるようにしていくということも必要な時期なのではと思いますけれども。

○岡崎郵便課長 ご指摘ありがとうございます。ただ、役所からそのサービスをなくすとか、もちろんサービスが法律的に見ておかしいとか、あまりにも赤字で、ちょっとやることがどうかということであればまた別なのですけども、会社のほうかもうかっているとかいう、あるいは、頑張りたいと言っているのを無理にやめさせるというのなかなか難しいですし、ご指摘のとおり、消費者から見るとちょっとわかりにくい点はあるのですけれども、他方で、多くの選択肢があったほうが競争の結果サービスの質などがよくなるという面もございまして、なかなか私どもからちょっと……。

○永峰委員 まあ、わかります。役所からは明確に言えないということですね。

○樋口分科会長 ほかに何かございますか。

今回の諮問ですけれども、ちょっと委員長からですけれども、3ページの参考のサービスの比較概要をごらんいただきまして、平成7年2月13日から開始されました翌朝郵便、これは配達時間が翌日の10時までのサービスでありまして、窓口受付で受け付けられたものが翌朝の10時までに届けるという第一種郵便の変更につきまして、時間帯をこのように3区分にし、引き受け方法は同一。対象物も同一ですね。大きさが少し大きくなる。料金に関しますと、これはここでの諮問事項には一応なりません。サービス開始時間が10月1日予定ということになっておりますが、これにつきまして諮問どおりご認可をされてよろしいかどうかというのがここでの審議内容になりますが、いかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 よろしいですか。それでは、諮問第1083号につきまして諮問どおり答申することに決定したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申させていただきます。ありがとうございました。

次に、「日本郵政グループの平成24年度決算」について総務省からご報告をお願いいたします。

○佐々木企画課長 企画課長の佐々木でございます。お手元の資料の28-2に基づき

まして日本郵政グループの平成24年度の決算につきましてご説明申し上げたいと思います。A3の大きい紙が2枚添付されておりますけれども、このグラフが並んでいる紙を中心といたしましてご説明申し上げたいと思います。

日本郵政グループにつきましては、平成19年10月1日に民営化が行われております。したがって、平成19年度につきましては半期しかございませんので、平成20年度以降、20年度から24年度までの間の決算につきまして概要を下のほうのグラフにまとめさせていただいております。

まずは、日本郵政グループ全体、連結ベースで見た場合でございますけれども、平成24年度につきましてはこの全日本郵政グループでやっております各事業とも減収でございます。それを人件費の削減、あるいは、減価償却方法の変更などによりまして経費を抑えたといったようなことで増益を確保したということでございますけれども、この左上のグラフをごらんいただければおわかりいただけるとおり、連結ベースで見ますと、年々この収益のほうが増減してきていると。その一方で、経営努力によりまして経費を抑制して、その結果として利益を確保しているといったような状況がよく見てとれようかと思っております。

各事業について見てまいりたいと思っておりますけれども、日本郵便につきましては昨年10月に郵便事業会社と郵便局会社が統合してできた新しい会社でございますけれども、引き続き、セグメントといたしましては郵便事業と郵便局事業、この二本立てで見えておるものでございます。郵便事業につきましては、集配運送委託費等の経費削減などによりまして3年ぶりの営業黒字ということになったわけでございますけれども、一方、郵便物数の減少が引き続き続いているといったような状況でございます。また、郵便局事業につきましても、経費の節減等によりまして増益を確保しておりますけれども、3事業の受託手数料の減少、これによりまして4年連続の減収ということでございます。受託手数料の減少と申しますのは、郵便局で取り扱う手数料が減ってきている、すなわちゆうちょ銀行、かんぽ生命、あるいは、日本郵便の中の郵便事業、こういった事業そのものがこの傾向値で見ますと、収益が落ちていて、取り扱い件数、物数が減ってきているといったような結果といたしまして受託手数料がずっと減ってきている傾向にあるということを反映した内容でございます。

また、ゆうちょ銀行でございますけれども、こちらにつきましても預金保険料が、料率が変わった等特殊な要因などもございまして増益が確保されたわけでございますけれども、一方、このゆうちょ銀行の収益は主に資金運用益ということでございますけれども、この金利低下が続いているような状況でございます。そういった結果といたしまして減収となっているというものでございます。郵便貯金残高につきましては、若干の増加ということでございますけれども、ただ、これは銀行全体で見ますと、この増加率で見た場合に他行に比べて非常に小さい数字になっているというものでございます。

かんぽ生命に関しましても、増益は確保されましたけれども、いろいろな特殊要因などもある結果というものでございまして、趨勢といたしましては、保有契約件数が年々減ってきているということでございまして、それによりまして民営化以降4年連続の減収ということになっているものでございます。

したがいまして、この下のグラフ、それぞれ左から経常収益、経常費用、経常利益、一番右が当期純利益といった形で並べさせていただいておりますけれども、収益が年々落ち込んできているといったような状態の中で費用を何とか抑えて最終的な利益を確保しているといった状況が各事業とも共通で見てとれようかと思っております。

2枚目でございますけれども、2枚目につきましてはそれぞれの会社ごとのかなり詳細にわたる前年度比較の収益、費用等の増減の要因を整理させていただいております。こちらにつきましては、若干細かいということもございますので、個々の説明につきましては省略をさせていただければということで、ご参考としていただければということでございます。

全体といたしまして、そういったようなことで、日本郵政グループにつきましては減収傾向が続いているということ、これが今後上場に向けた、平成27年秋に上場ということで、日本郵政株式会社、昨年の秋にそういった方向性を明らかにしておりますけれども、それに向けてどのようにこういった傾向の改善を図っていくのかということが大きな課題になっているところでございます。

また、この資料には記載させていただいておりませんが、平成24年度につきましては5,000億円を超える当期純利益を確保しておりますけれども、平成25年度の通期見通しにつきましては、3,500億円程度の見通しということになっておりまして、24年度と比べまして40%近い減益が現在見込まれているといったような状況でございます。

簡単ではございますけれども、説明のほう以上とさせていただきますと思います。

○樋口分科会長 はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。何かございませんでしょうか。

ちょっと私ごとですけれども、実は台東区の教育委員をしております。先日修学旅行の引率に、朝7時前に生徒を東京駅南口に集合させて、新幹線で京都に参りました。6時半ごろ参りましたら、あそこの南口の広場ですけれども、新幹線専用列車を待つ生徒であふれておりまして、実はあそこトイレがありません。したがって、トイレはかつての東京中央郵便局のビルの下のトイレを先生が指示し、使わせているんです。ところが、全部店が閉まっているものですから、一向に生徒があそこを通っても全然売り上げが伸びない。大変な社会性に富んだサービスをしております。ちょっとあそこのビルは特に水道量が朝6時から8時に向けては大変な量だと推察されます。列をなして生徒がトイレを使わせていただいています。そのように、ほんとに社会性のある業務なのにこういった減収の発生で大変だと痛感します。そこで各店が申し合わせし、もう少し朝早く店を開けることになれば、少しはもしかしたら生徒が何か買うかもしれません。郵便会社の収益微増の提案をさせていただきました。

よろしいでしょうか。

○島村委員 1つよろしいでしょうか。この審議とは全く関係ないんですけれども、すいません、まだできたばかりでよくわかっていないんですが、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の事業の違いは何なんですか。

○佐々木企画課長 申しわけございません。日本郵政株式会社は持ち株会社でございま

す。純粋な持ち株会社でございます、一部事業を行っているものがございます。宿泊事業でございますとか、病院事業とか、そういったごく一部事業をやっておる部分がございますけれども、基本的には持ち株会社でございます。郵便事業、あるいは、全国の郵便局を持っていて、その窓口サービスを提供するのが日本郵便株式会社でございます。

○島村委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 ほかに何かございませんか。

ございませんので、以上、今日用意されました審議事項、報告事項の審議が終わりました。この際皆様からこれまでの審議以外に何かございましたら、ここでお話し合いしたいと思っておりますけれども、いかがですか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。ありませんか。

はい。それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、別途確定になり次第事務局から皆様にご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会